

只木ゼミ春合宿第4問検察レジュメ(反対尋問)

文責:4班(井上、川井田、柴山、田中、西本)

1. 「Ⅱ. 学説の検討」においては「一連の行為として評価できない場合には、まずは直近の第二行為から結果との因果関係が認められないか判断し」(弁護レジュメ2頁4、5行目)とあり、「Ⅲ. 本問の検討」においては「第二行為と死亡結果との間に因果関係を肯定した以上、第一行為と結果との間に因果関係を認めることは妥当ではない」(弁護レジュメ3頁30、31行目)とあるが、第一行為からではなく第二行為から先に検討している論理的根拠は何か。
2. 「Ⅲ. 本問の検討」(弁護レジュメ2頁17~19行目)において、「一連の行為」の判断基準において、「行為は主観と客観の統一体であるので、主観と客観両面において一体性あるいは連続性が認められる場合にはその範囲で一連の行為として評価すべきである」とあるが、両者の判断基準とはいかなるものか。
3. 「Ⅲ. 本問の検討」において、「第一行為は殺人の故意、第二行為は死体遺棄の故意をもって行われたものであるから、主観面において一体性が認められず、一連の行為として評価することはできない」(弁護レジュメ2頁20、21行目)とあるが、第一行為と第二行為が異なる故意を持って行われた場合に一連の行為として評価されないとすると、第一行為が二行為を完遂するために必要不可欠な場合や、第一行為から第二行為が誘発したような場合にも一体性が認められなくなり、事実上多くの場合に「まずは直近の第二行為から結果との因果関係が認められないか判断し、また第二行為が結果に直結しているかどうかを判断する」(弁護レジュメ2頁4、5行目)ことにならないか。